

低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

特記仕様書

桑名市上下水道部

1. 目的

桑名市上下水道部が保有する低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分を行い、適切に処理することを目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「低濃度 PCB 廃棄物収集運搬ガイドライン」その他関係法令を遵守し、安全かつ適切に収集運搬・処分業務を行う。

4. 履行場所

(1) 搬出場所 ①江場ポンプ場

桑名市大字江場字正金縄地内

②新所浄水場

桑名市長島町新所地内

(2) 搬入場所 低濃度 PCB 廃棄物無害化処理認定施設

上記認定による自社施設または受託者協力施設

5. 収集日時

収集日については、発注者と協議の上、決定するものとし、収集時間は、原則、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

6. 廃棄物の種類及び処分予定数量（詳細別表 1）

○江場ポンプ場

種 類	数 量	重 量
変圧器	1 台	1,130kg

○新所浄水場

種 類	数 量	重 量
変圧器	1 台	400kg

合計重量： 1,530kg

7. 協議事項等

PCB 廃棄物収集元における搬出場所、運搬経路及び搬出車への積込み場所等の詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と打合せを行ない対応するとともに、当該業務について疑義が生じた場合には、発注者と協議して対応するものとする。

8. その他

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり、受託者の求めに応じて、適正な収集運搬・処分に必要な情報を、受託者に提供するものとする。
- (2) 発注者は、本業務の契約期間中、適正な処理及び事故を防止する観点から、本業務で収集運搬・処分を行う PCB 廃棄物の性状等に変更があった場合には、受託者に対し、速やかに書面でその変更の内容及び程度について情報を提供するものとする。
- (3) PCB 廃棄物の搬出にあたって、仮設物・重機・道路占用許可等が必要となる場合は、発注者と協議によりその内容を決定し、受託者の負担とする。
- (4) PCB 廃棄物の搬出にあたって、収集運搬対象物以外の物品を一時的に移動させる必要が生じた場合には、受託者の負担により移動させることができる。
その場合、搬出後に一時的に移動させた物品は、受託者の負担により元の位置に戻すこと。
- (5) マニフェストは、受託者において準備するものとする。

9. 提出書類等

受託者は、本業務を履行するにあたり、以下の書類を提出すること。

- (1) 着手届等の契約時に必要な書類（契約時に通知）
- (2) マニフェスト
- (3) 写真
- (4) 完了届（桑名市指定）
- (5) その他指示するもの

10. 事故発生時の報告

受託者は本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

委託された廃棄物の受け入れから処分の完了までに発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

(別表1)

収集運搬・処理 対象物

搬出場所	住所	種類	製造者	定格容量	型 式	油量 (ℓ)	重量 (kg)	数量
江場ポンプ場	桑名市大字江場字正金縄地内	変圧器	三菱電機(株)	200kVA	RAT	410	1,130	1
新所浄水場	桑名市長島町新所地内	変圧器	三菱電機(株)	75kVA	SFI	102	400	1

総重量:1,530kg

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。